

## 1 事前登録対象者等

司法記者クラブに所属していない記者が、当庁の記者会見等に参加するためには事前の登録を必要とします。

この登録は、下記①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

なお、各会員社に所属する記者の登録は、原則1社につき3名までとさせていただきます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、上記①ないし⑦に該当しない記者で、上記①ないし⑥の会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

## 2 申請方法

(1) 申請者は、下記の書類の全てを郵送にて当庁検察広報官宛てに提出してください。

既に他の検察庁に登録済みの記者については、次号により申請してください。

ア 登録申請書（様式第1号）

イ 身分証明書（いずれもカラーコピーをお願いします。）

(ア) 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し

(イ) 上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し

(ウ) 上記1⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5cm×3cm）1枚を添付してください。

ウ 活動実績証明書類

上記1⑦に該当するとして申請する記者は、下記(ア)の書類、同⑧に該当するとして申請する記者は、下記(ア)及び(イ)の書類

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者として十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書（様式

第2号)

(2) 既に他の検察庁に登録済みの記者については、下記の書類を郵送にて当庁検察広報官宛てに提出してください。

- ・検察庁に申請して登録された記者については、上記2(1)ア及びイの書類ただし、必要に応じて、別途必要書類を提出していただく場合がありますので、御承知おき願います。
- ・検察庁へ申請書を提出せず、記者クラブに申請又は申込みをして登録された記者については、上記2(1)に掲げる書類の全て

3 登録申請期限

本事前登録申請期限は、**令和8年6月19日(金) (消印有効)** です。

4 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの登録対象者として認めなかった方には、令和8年6月26日(金)発送に係る郵便で、その旨お知らせします(登録者にはお知らせしません。)

5 連絡用メールアドレス等の登録

記者会見等の開催通知は、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てに、原則としてメール又は電話でお知らせする予定です。

つきましては、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレス又は電話番号を、上記1⑦及び⑧に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレス又は電話番号を登録していただく必要があります。

その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

6 記者会見等への参加手続

記者会見等への具体的な参加手続等については、おって、メール又は電話等適宜の方法でお知らせします。

なお、記者会見場の収容可能人員に限りがありますので、参加希望者多数の場合は、登録された記者であっても、抽選又は先着順等適宜な方法で参加人員を限定し、これをメール又は電話等適宜の方法で連絡しますので、あらかじめ御承知願います。

7 登録の更新手続について

当庁に登録された記者につきましては、令和7年6月頃に登録の更新手続が必要となります。更新手続の詳細につきましては、おって、御連絡します。

8 登録申請郵送及び問合せ先

〒760-0033

高松市丸の内1番1号

高松地方検察庁総務部検察広報官宛て

電話：087-825-2039 (直通)

(メール、FAXでの問合せには応じていません。)